

代表プロフィール

20年超の翻訳実績を活かして韓国戸籍翻訳センターを設立しました。士業事務所のための的確で格安の翻訳を提供します。親切・丁寧な対応をモットーとしております。お問い合わせ、お見積りなどお気軽にご相談ください。



行政書士 鄭 相憲
チョン サンホン

1979年：明治大学法学部法律学科卒業
2011年：32年間勤務した韓国外換銀行を退社
2012年：行政書士登録
2014年：「韓国戸籍翻訳センター」設立

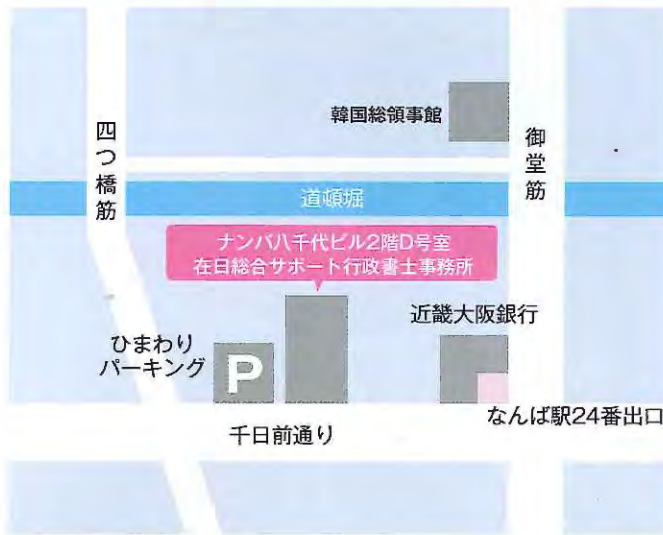
日本行政書士会連合会 登録番号第 12262106 号
大阪府行政書士会 会員番号第 6407 号
全国相続協会相続支援センター会員
大阪在日韓国人相続相談室 室長
みんだん生活相談センター大阪専門相談員

在日に役立つNo.1の行政書士事務所

在日韓国人の韓国戸籍翻訳だけでなく、戸籍不備の問題、韓国財産の処分を含む複雑な在日韓国人の相続問題や帰化の問題に対してベストな解決策を提供できる**在日に役立つNo.1の行政書士事務所**を目指しています。

交通のご案内

各線「なんば」駅から徒歩1分



24号出口から千日前通に沿って西へ約100m
「前田不動産」の看板のあるビルです。
隣に駐車場「ひまわりパーキング」があります。

営業時間のご案内

初回ご相談は無料！お気軽にお問い合わせ下さい

06-6211-8321

営業時間：10時から17時30分（月～金）
定休日：日・祝（土曜日は予約相談日）

夕方や土曜日でもご相談を受け付けております。

在日総合サポート行政書士事務所

〒542-0076
大阪市中央区難波2-3-11ナンバ八千代ビル2階D号室
TEL：06-6211-8321 / FAX：06-6211-8322

✉ info@japankorea.jp 🌐 http://www.japankorea.jp/

韓国戸籍翻訳は プロにお任せ

在日韓国人の
相続遺言帰化 専門



在日総合サポート行政書士事務所 韓国戸籍翻訳センター

初回ご相談は無料！お気軽にお問い合わせ下さい

06-6211-8321

営業時間：10時から17時30分（月～金）
定休日：日・祝（土曜日は予約相談日）

韓国戸籍翻訳センター

検索

士業だから士業に合った的確な翻訳を格安で提供できます

韓国戸籍の翻訳・取寄せ

翻訳を担当するのは、この道20年以上の経験を持つベテラン。精度の高い翻訳を低価格でご提供します。日本全国からの依頼に対応しています。韓国戸籍の問題でお困りの方は、どうぞお気軽にご相談ください。

家族関係証明書各種——1ページ ¥1,000

除籍謄本（手書きも含め）—1ページ ¥2,000

翻訳依頼付取寄せ——1案件 ¥2,000

日本の受理証明書、住民票の翻訳も¥3,000～と格安で提供しています。原稿をメールでPDF添付又はFAXで申込OKです。日本全国からの依頼に対応しています。



士業に合わせた翻訳

相続登記や帰化申請の場合、朝鮮年号の変換や人的事項に関しては法務局の要求する精度に合わせた翻訳が必要です。当事務所は、士業に合わせた的確・迅速な翻訳を低料金で提供します。また、韓国戸籍の見方や疑問にも無料でお答えします。

在日の悩みを解決します

- ➔ 相続や帰化での必要な戸籍がわからない。
- ➔ 本籍地がわからない。
- ➔ 父母の婚姻記録も自分の戸籍もない。
- ➔ 戸籍が間違っている。
- ➔ 韓国へ出生・死亡等の申告をしていない。
- ➔ 韓国財産の相続手続きがわからない。
- ➔ 韓国にも財産があるかもしれない。
- ➔ 相続人の中に帰国者がいる。
- ➔ 韓国語がわからず手続きができない。
- ➔ 韓国の相続法がわからない。
- ➔ 韓国にも財産がある時の遺言方法は？



帰化と相続の専門家です

- 韓国人が亡くなれば相続法は韓国法です
- 日本とは法定相続分や相続範囲が違います
- 帰化していても帰化前の除籍謄本が必要
- 韓国の相続財産調査、相続手続きもできます
- 帰化申請は基本料金 10万円の低料金です

取り扱い業務

家族関係証明書・除籍の翻訳

受理証明書・住民票等翻訳

出生・婚姻・死亡の韓国届出

戸籍不備是正の戸籍整理申請

国籍変更(帰化)申請

在日韓国人の複雑な相続解決

在日韓国人特有の遺言書作成

韓国預金・不動産等財産調査

韓国不動産処分と代金の搬入

受付時間：10時から17時30分（月～金）

06-6211-8321

info@japankorea.jp

まずはお気軽にお問い合わせください！

当事務所のホームページもご覧ください！

韓国戸籍翻訳センター

検索

